

2.2 中小企業・産業活性化対策の推進について

(経済産業省)

【内容】

- (1) 中小企業の新製品開発や技術開発に係る国の競争的資金や助成制度について、制度の拡充を図ること。とりわけ、中小企業と公設試験研究機関とが連携した取組を対象とする助成制度の充実を図ること。
- (2) モノづくり中小企業の総合的な技術支援機関である公設試験研究機関が広域連携により行う共同研究開発や人材育成に対する支援を図ること。
- (3) 中小企業の経営支援をきめ細かく実施するため、中小企業応援センターの業務を拡充すること。とりわけコーディネーターの人材育成研修や現地での企業ニーズの掘り起こしなどに必要な経費を追加すること。
- (4) 特許を活用して事業の進展を図る中小企業を支援するため、特許流通事業の拡充を図ること。とりわけ、知的所有権センターに知財戦略のアドバイスやビジネスモデル構築を支援する総合アドバイザーを設置すること。
- (5) 健康長寿産業振興のため、「あいち健康長寿産業クラスター推進協議会」が進めているプロジェクトの成果である製品・サービスの事業化が効果的に進められるよう国の競争的資金や助成制度などの支援の拡充を図ること。

(背景)

- 産業の活性化に向けては、新製品開発、技術開発、知的財産の活用を通じた中小企業の技術力・経営力の底上げが不可欠である。本県産業の裾野を支えるモノづくり中小企業は、厳しい経営状況の中でも、技術・製品開発の意欲が高い状況にあり、国や県による更なる技術面、経営面の支援が求められている。
- 本県の主力産業であり、わが国の基幹産業とも言える自動車産業の発展、また、国を挙げて取り組んでいる航空宇宙産業の振興に向けても、中小企業の技術力向上が不可欠である中、中小企業にとって最も身近な技術支援の拠点である地方の公設試験研究機関の役割や機能の充実・強化を図っていくことが必要である。
- 新事業の展開、他業種との連携、知的財産の活用など、中小企業が抱える多様で高度な課題や要請に対応するためには、地域の様々な支援機関が緊密に連携し、迅速・的確に対応できる体制や制度を整備していくことが必要である。

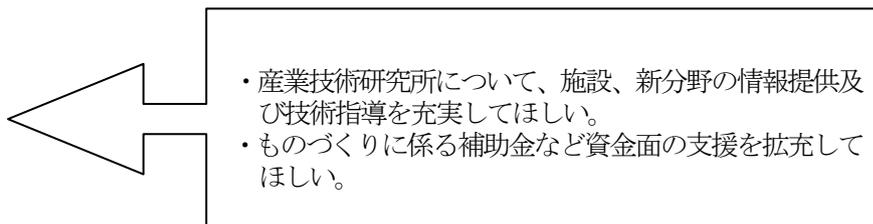
- 技術・製品開発を行う上で重要となる知的財産の活用については、現在、知的所有権センターに特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザーが派遣されているが、支援可能な領域が技術移転を中心とした「特許流通」と先行技術の調査を中心とした「特許情報検索指導」に限定されるなど、活動が制限されている。国際的な技術競争にさらされている中小企業を支援するためには、知的財産を中小企業の経営活動に有機的に結びつけ、知的財産経営戦略にまで踏み込んだ高度な支援が必要となっている。

(参 考)

1 愛知県実施の中小企業ヒアリング調査結果

【行政への主な要望】

①金融支援	78件
②技術開発支援	72件
③経営指導・相談	44件
④下請取引の推進	26件
⑤人材育成支援	25件



調査時期：平成21年1月～12月

訪問企業数：325企業

2 「ものづくり中小企業製品開発支援補助金」(平成21年度補正事業)の採択状況

試作品開発支援事業の第1次・第2次募集合計

区分	愛知県	全国	比率	備考
応募件数	1,435件	12,192件	11.8%	全国1位
採択件数	277件	2,282件	12.1%	全国1位 2位は東京都の193件

3 国のモノづくり中小企業への主な助成制度(平成22年度)

区分	戦略的基盤技術高度化支援事業	中小企業等の研究開発力向上及び実用化推進支援事業
予算額	150.1億円	9億円
支援額	初年度4,500千円/件	8,000千円～50,000千円/件
期間	2年又は3年	1年以内
補助率等	委託方式	中小企業型2/3、一般型1/2
対象分野	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定を受けた事業(casting,鍛造,切削加工,めっき等)	実用化に至っていない先端的な研究開発(低炭素,健康・医療関係)
要件	法の認定を受けた,中小企業を含む,事業管理機関,研究実施機関,総括研究代表者アドバイザー等によって構成される共同体	公的研究機関と企業のみから成る研究体による新製品・技術の実用化に向けた実証,性能評価事業